

「第3期健康いこま 21（案）」に対するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	P35 たばこ 地域の取組例	「施設管理者は、屋内禁煙、敷地内禁煙を実施する」とありますが、敷地内であっても屋外での喫煙は禁止されていないと思いますが、なぜ敷地内禁煙を実施する必要があるのですか。	ご指摘のとおり健康増進法の第一種施設以外は、屋外での喫煙は法律で禁止されていません。しかしながら、同法第27条第2項では、「特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」と配慮義務が定められています。そこで、屋内禁煙、敷地内禁煙を地域の取組例として記載していましたが、記載内容をより分かりやすくするため、受動喫煙の防止という目的を追記いたします。	次のとおり表現を変更します。 施設管理者は、屋内禁煙、敷地内禁煙、分煙施設の設置など、望まない受動喫煙を生じさせることのない対策を実施する。
2	P35 たばこ 市民みんなの取組 P36 たばこ 行政の取組	●P35の一番上に「次世代期(0～17歳(妊娠期含))」「青壮年期(18～64歳)」とあるが、20歳未満の喫煙は禁止されているので、0～19歳、20～64歳としてはどうか？ ●行政の取組(1)の上から三つ目の取組の中に「未成年の喫煙等を防ぐとともに」との表現があるが、未成年は18歳未満と紛らわしいので20歳未満に表現を訂正してほしい。 ●「20歳未満の人の喫煙を防止するため関係団体と連携し、パネル・ポスター展示等の広報啓発活動を積極的に推進します」について、趣旨は賛成するが、たばこ業界の行う活動と連携しないように注意して欲しい。日本たばこ協会がアニメキャラを用いたポ	●「たばこ」と「飲酒」の分野について、0～19歳と20歳以上の取組がわかるように文言を追記いたします。 ●「未成年」という記載については、「20歳未満」という文言に修正いたします。 ●今後の広報啓発活動に関する関係団体との連携については、特定の団体との連携の可能性を排除することなく、柔軟に検討してまいります。 しかしながら、ご指摘のような喫煙への興味を助長するような啓発活動とならないよう20歳未満の人の喫煙を	「たばこ」と「飲酒」の分野の「市民みんなの取組」については、「0～19歳」と「20歳～」の文言を追加します。 「未成年」を「20歳未満」に表現を変更します。

	P55 自然に健康になれる環境づくり 行政の取組	スターを全国の中学校や高等学校に配布しているが、20歳未満喫煙禁止というルールのみを強調するものでタバコの害には一切触れていないため、かえって喫煙への興味を助長しかねず、逆効果である。 ●「行政の取組」の「(2) 受動喫煙防止・禁煙支援に「市役所の敷地内全面禁煙を実施する」を追記願います。まず市が率先垂範すべきです。そうでないと民間は追随しません。 ●「分煙施設の整備など受動喫煙の防止を図ります。」を削除願います。分煙施設で喫煙すると健康を損ねます。これは「自然に健康になれる環境づくり」に矛盾します。	防止するという趣旨、目的に沿った効果的な連携を行っています。 ●敷地内全面禁煙とするか、分煙施設等を設置するかについては、施設の利用状況等を考慮して各管理者が受動喫煙の防止に取り組んでいるところです。 引き続き受動喫煙防止の取組を実施いたします。 ●本計画では、「生活習慣を改善するための個人の取組」と「社会的な環境を改善する取組」に分けて整理しており、ご指摘の分煙施設などの整備については、「社会的な環境を改善する取組」の内容になります。これは、受動喫煙が健康に悪影響を与えることが知られており、公共の場や施設で、非喫煙者がたばこの煙に曝されないよう配慮し、健康リスクを軽減するために必要な取組と考えております。 なお、喫煙による悪影響については、「生活習慣を改善するための個人の取組」に「たばこ」という分野を設けて、たばこが及ぼす悪影響や禁煙の啓発を取組に記載しています。	原案のとおりとします。 原案のとおりとします。
3	P55 自然に健康になれる環境づくり 行政の取組	「路上喫煙禁止区域内の路上喫煙者に対し、路上喫煙禁止である旨の啓発を行うとともに、分煙施設の整備など受動喫煙防止を図ります。」とありますが、人が集まる駅周りにおいては、街をきれいにする観点からも、分煙施設が必要だと思いますので、施設整備を是非お願い致します。	令和6年7月に生駒駅南側において閉鎖型喫煙所を設置し、更なる受動喫煙の防止を図りました。 引き続き受動喫煙防止の取組を実施いたします。	原案のとおりとします。